

健生食輸発0915第1号
令和5年9月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(マリ産ごまの種子のアフラトキシン並びにオーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和5年9月12日付け健生食輸発0912第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査においてマリ産ごまの種子からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正する。

また、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マリ	ごまの種子		総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を追加し、

2 . 別添 1 中、

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
オーストラリア	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	-	パツリン	(1) 缶入りまたはカートン入りで内容量4.5kg以上のものについては別表1の10によること。 (2)(1)以外のものについては、別表1の11によること。	平成26年12月22日付け食安発1222第5号「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」によること。	基準値(0.050ppm)を超えるパツリンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。